

北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて

1 趣旨

- 北海道地球温暖化対策推進計画は、地球温暖化対策推進法第21条及び北海道地球温暖化防止対策条例第8条の規定に基づき、道の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの削減目標や主要な排出抑制等の対策・施策などを明らかにしたものである。
- 国においては、令和3年4月22日に、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくという新たな目標を表明。また、5月26日には地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことなどを法定化した。
さらに、9月3日に開催された政府の地球温暖化対策推進本部において、新たな目標達成に向けた地球温暖化対策計画(案)が取りまとめ、公表された。
- 道としては、国の新しい計画(案)で示された目標値や排出部門ごとの削減の考え方、目標達成に向けた対策や施策なども踏まえ、現行計画の見直しを行うものである。

2 経過等

■令和3年3月 「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」を策定

- ・ 2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現
- ・ 2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で35%（2,551万t-CO₂）削減
- ・ 部門別の排出抑制対策等のほか、本道の地域特性や強みを活かし、「多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化」、「再生可能エネルギーの最大限の活用」、「森林等の二酸化炭素吸収源の確保」を重点的に推進。

■令和3年4月 国が新たな温室効果ガス削減目標を表明(2030年度に2013年度比46%削減)

■令和3年5月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立

■令和3年9月 国の新たな地球温暖化対策計画(案)の取りまとめ・公表

3 見直しや検討のポイント

- 国の新しい「地球温暖化対策計画(案)」では、2050年カーボンニュートラルの実現や、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度比46%削減とすることやその実現に向けた主要な対策・施策などが示された。
- 道の第3次計画は、本年3月に改定を行ったことから、この計画をベースとして、国の計画(案)で示された排出部門ごとの削減の考え方や目標達成に向けた対策や施策、庁内の「省エネ・新エネ促進行動計画」や「森林吸収源計画」など関連計画の見直しも踏まえて、道計画の削減目標のさらなる上積が可能な分野とその目標値の見直しや達成に向けた方策などを検討するもの。
- また、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い、地方公共団体実行計画に新たに記載することとされた、地域脱炭素促進区域の設定に係る「環境配慮基準」及び温室効果ガス排出削減に係る施策の実施に関する「目標値」について検討する。